高齢者虐待防止指針

株式会社ビューティフルライフが運営する全ての介護事業所（以下「事業所」という）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため本指針を定めます。

1. 基本方針

（1）苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するためには、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

（2）虐待の早期発見

日々の利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた利用者については、速やかに委員会を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。

（3）市町村への通報

職員は、事業所内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いは行わない。

2. 虐待の定義

本指針でいう高齢者虐待とは、介護事業所において、介護職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

3. 虐待の種類

（1）身体的虐待

暴行、手荒い扱い、性的虐待、または、食べ物や、介助、衛生的ケア、医療的ケア等の身体的な必要な事柄を十分に与えないこと（放置）等を含む。

（2）心理社会学的、心理学的虐待

言葉の暴力、社会的孤独、愛情の欠如、利用者の生活について尊敬を持って決定に参加する機会を奪うことや、市民としての権利を拒否することを含む。

（3）経済的虐待

お金や財産の悪用が含まれる。これは、高齢者の要望、利益、ニーズに反する目的で財産を使用すること、または、詐欺が含まれる。

4. 介護事業所職員の虐待行為

介護事業所職員の虐待行為とは以下の事態を指す。

① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5. 施設長及び委員長の責務

施設長及び委員長は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。

6. 職員の責務

職員は日頃より、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに施設長お及び委員長に報告する責務を有する。

7. 虐待防止に向けた体制

（1） 虐待防止委員会の設置

施設では、虐待の防止に向けて虐待防止委員会を設置します。

① 設置目的

・事業所内での虐待防止に向けての現状把握及び改善についての検討

・虐待防止に関する職員全体への指導

② 虐待防止委員会の構成員

ア） 施設長

イ） 委員長

ウ） 看護職員

エ） 生活相談員

オ） 介護支援専門員

カ） 栄養士

キ） 介護職員

この委員会の責任者は、委員長とする。

(2)虐待防止委員会の開催

・2ヶ月に1回定期開催します。

・必要時には随時開催します。

8. 虐待防止対策

(1)利用時の虐待リスクを評価する

① 施設長又は委員長は、利用時に当該利用者の虐待リスクを評価する。(アセスメント表に記録)

② 施設長及び委員長は上記の結果、虐待リスクが高い、又は要注意の場合は、全職員に口頭ないしは文書で通知し、注意を喚起する。

(2)モニタリングにより虐待の兆候を早期に発見する

① 事業所の全ての職員は、虐待の兆候があった場合、施設長及び委員長に直接報告しなければならない。

② 施設長及び委員長は報告があった場合、臨時委員会を招集しなければならない。

③ 臨時委員会においては、必要に応じて虐待の被害者及び加害者として疑われている人を出席させることができる。

④ 当該委員会において虐待の可能性について慎重に調査し、5日間以内に虐待に関する調査報告書を施設長に提出する。

⑤ 施設長及び委員長は虐待に関する調査報告書を慎重に検討し、速やかに対策を講じる。

⑥ 虐待が認められた場合ないしは、かなりの確度で虐待が疑われる場合、施設長は速やかに、行政に報告するものとする。

9. 虐待防止のための職員教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、虐待防止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

① 定期的な教育・研修(年2回)の実施

② 新任者に対する虐待防止のための研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

10. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見 制度の利用を支援する。

11. 虐待等に係る苦情解決方法

（1）虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。

（2）苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が 生じないよう細心の注意を払って対処する。

（3）対応の結果は相談者にも報告する。

12. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

平成26年7月21日施行

令和8年11月1日更新

株式会社ビューティフルライフ